川崎市上下水道局公告第94号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 7年 10月 14日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

(案件1)

(案件1)						
競争入札に	件 名 東門前地区ほか下水枝線第26号工事					
付する事項	履行場所 川崎市川崎区東門前3丁目地内ほか					
11,7 @ 1,7	履行期間 契約の日から380日間					
	(1)川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。					
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。					
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。					
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。					
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。					
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。					
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ					
	ステムによる申込ができません。					
	┃ ┃ (4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ ┃					
	ے					
	ランク「A」で登録されていること。					
	(6)令和7·8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が70点以上であること。					
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による					
	(7)「自公帝についての中小企業者の文任の確保に関する伝律」第2条第1項第1方による 中小企業者であること。					
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。					
	(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。					
参加資格	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場					
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建					
	設業の許可でも可とします。					
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未					
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。					
	(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。					
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ					
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。					
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合)					
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技					
	術者でも可とします。					
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな					
	った場合は監理技術者を要しません。					
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未					
	満となった場合は専任を要しません。					
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合					

の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現

	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。		
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円		
	未満 (建築一式工事については2億円未満) の工事については2現場までの兼務を可とし		
	ます。		
	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。		
契約条項を	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)		
示す場所等	電話番号 044-200-2099		
入札日時等	令和7年11月11日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)		
入札保証金	免		
契約書作成	要		
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札 参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。		
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。		

(案件2)		
**	件 名 江川地区ほか下水枝線第25号工事	
競争入札に付する事項	履行場所 川崎市川崎区江川1丁目、殿町1丁目地内	
刊りの事項	履行期間 契約の日から280日間	
(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。		
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。	
(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること		
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。	
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。	
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。	
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ	
	ステムによる申込ができません。	
	(4) 本記2.0年年川は七十市主色七次枚坐土り徳戸地界区八「七中」へび得さんでいてこ	

- (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。
- (6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による 中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

- (9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
 - ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。

また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円 未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし ます。

詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を 示す場所等

財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099

参加資格

入札日時等	令和7年11月11日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)		
入札保証金	免		
契約書作成	要		
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札 参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。		
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。		

競争入札に 付する事項	件 名	工水 4 号配水支管不断水弁設置工事
	履行場所	川崎市川崎区扇町17-2先
	履行期間	契約の日から295日間

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
- (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
 - ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
 - イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
 - ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
 - ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
- (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。
- (6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による 中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

参加資格

また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

- (9) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
 - ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。

また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円 未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし ます。

詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)		
示す場所等	電話番号 044-200-2099		
入札日時等	令和7年11月11日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)		
入札保証金	免		
契約書作成	要		
入札の無効	無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札 参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。		
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。		

競争入札に 付する事項	件名	Š	麻生・等々力下水圧送管その37工事
	履行場所	沂	川崎市宮前区馬絹4丁目、梶ケ谷地内
	履行期間	皿	契約の日から155日間

- (1)川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
- (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
 - ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
 - イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
 - ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
 - ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
- (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」 ランク「B」で登録されていること。
- (6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。
- (7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による 中小企業者であること。
- (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

- (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
 - ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。

また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円 未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし ます。

詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

参加資格

契約条項を	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和7年11月11日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札 参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。